

「信楽高原鐵道利用促進 駅販売商品開発」製造協力事業者 募集要項

1. 事業の目的

本事業は、令和9年度から展開される「滋賀デスティネーションキャンペーン(滋賀DC)」およびその後のアフターDCを見据え、甲賀市の地域資源である「信楽高原鐵道」の利用促進、認知度向上を目指すものです。地場食材を活用した魅力的な飲食商品（軽食・飲料・菓子等）を開発・販売し、地域経済の活性化と地域一体となった機運醸成を図ることを目的とします。

2. 募集内容および開発要件

信楽高原鐵道での車内飲食および信楽駅等での販売に適した、新しいグルメ（食品または飲料）の開発・製造、およびその販売方法の提案を行う事業者を募集します。

(1) 開発品の要件

- ・コンセプト：「信楽らしさ」「信楽高原鐵道らしさ」「甲賀市らしさ」を表現していること。
- ・対象品目：甲賀市の特産品や地場食材（朝宮茶など）を使用した、車内で手軽に飲食できる軽食（食品・飲料）。原則として、将来的に土産品としての展開も視野に入れられる食品を推奨します。なお、新規開発品に限らず、既存商品のパッケージ変更による提案も対象とします。
- ・品質、数量：安定供給が可能で品質管理体制が整っていること。
- ・想定販売価格：1個あたり 300円～1,000円程度（税込）。
- ・パッケージデザイン：信楽高原鐵道（駅や車両等）をモチーフとした商品のパッケージイラストや容器の具体的なイメージも含めてご提案ください。
- ・製造体制：食品の場合、保健所の許可を受けた施設において出品者自らが製造したもの、もしくは、保健所の許可を受けた施設を保有する他事業者に製造を委託したものであること。（食品衛生法等の遵守）

(2) 提案を求める範囲

単なる商品の開発・製造にとどまらず、持続可能な事業運営を見据え、「その後の具体的な販売方法や効率的な販売スキーム」についても併せてご提案ください。

※事業者自身による現地対面販売のほか、信楽駅売店等への納品・委託販売形式の提案も可能です。

3. 応募資格

本公募に応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者としします。

- ・各種法令を遵守し事業を行う者であること。
- ・原則として、甲賀市内に店舗または事業所を有する飲食店、和洋菓子店、仕出し事業者等であること。※ただし、甲賀市・信楽の魅力を広く発信できる優れた提案（地場食材

の革新的な活用方法、強力な販売スキームの提示など）であると認められる場合は、市外に拠点を置く事業者の応募も審査・検討の対象とします。

- ・商品の製造・販売に必要な許認可（食品衛生法に基づく営業許可等）を既に有しているか、または販売開始までに取得できる事業者であること。
- ・公租公課に滞納が無いこと。
- ・市税等の納付状況等について、本市が調査する場合があることに同意できること。
- ・代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者。
- ・政治活動や宗教活動を主たる目的とした団体でないこと。
- ・甲賀市から指名停止を受けている企業でないこと。

4. 製造・販売条件および費用負担

(1) 令和8年度の展開（テスト販売期）

- ・開発およびイベント限定でのテスト販売(10月～12月を想定)を行っていただきます。
- ・テスト販売期間中の売上は原則として製造事業者に帰属しますが、その一部を販売手数料(※手数料率等の詳細は採択後に協議の上決定)として鉄道事業者に納めていただきます。
- ・※各月の売上および販売手数料の精算手続き(締め日、支払期日、支払方法等)の詳細については、採択後に事業者と鉄道事業者(信楽高原鐵道)との間で取り決めるものとします。

(2) 令和9年度以降（本番展開）

テスト販売での課題やアンケート分析を反映した「改善版製品」を、信楽高原鐵道 信楽駅等で継続して販売・展開していただく予定です。

(3) 参加費用および開発費用について

本公募への参加および選定審査は無料です。なお、本事業は採択事業者様の主体的なビジネス展開を支援・協働する枠組みであるため、商品の開発・試作、および選定審査に要するサンプル製造等の諸費用(応募書類作成やプレゼンテーション準備に係る費用を含む)につきましては、原則として各事業者様の費用負担による取り組みをお願いしております。あらかじめご了承ください。

5. 募集・選定スケジュール

募集期間：令和8年8月1日(日)～ 9月18日(金) 16時45分必着

質疑受付期間：令和8年8月1日(日)～ 8月31日(月) 15時まで

質疑回答掲載：令和8年9月4日(金) 予定

選定委員会の開催：令和8年9月(予定)

テスト販売開始：令和8年10月以降(予定)

6. 質疑・回答について

本募集要項に関する質問がある場合は、以下の通り受け付けます。事業者間の公平性を期すため、電話や口頭での質問受付および回答は行いません。

- ・提出方法：任意の様式に質問内容を記載のうえ、件名を「【質問】信楽高原鐵道駅販売商品開発公募(事業者名)」とし、事務局宛に電子メール(koka10413000@city.koka.lg.jp)にて送付してください。
- ・回答方法：受け付けた質問に対する回答は、質問者名を伏せたうえで甲賀市役所 HP（募集ページ内）に一括して掲載します。

7. 応募方法・提出書類

甲賀市役所 HP (<https://www.city.koka.lg.jp/27189.htm>) より指定の様式をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、以下の書類を添えて事務局宛に電子メールにて送付してください。

- (1) 応募用紙（指定様式）
- (2) 商品提案書（任意様式、商品のイメージ写真や試作案を添付）
- (3) 食品衛生法等に基づく営業許可書の写し

【提出先メールアドレス】 koka10413000@city.koka.lg.jp

※件名は「信楽高原鐵道 駅販売商品開発の応募について」としてください。

8. 選定方法

(1) 選定基準

提出された提案書類をもとに、関係機関において次の基準により総合的に審査し、採用事業者を決定します。

- ・地域性：甲賀市内で生産または原材料が調達されるなど、本市の魅力発信や地場食材（朝宮茶等）の活用に貢献する商品であるか。
- ・商品力：パッケージやデザインを含め他との差別化が図られているか、購入されやすい価格帯か、取扱いや車内飲食がしやすい大きさか、安定供給が可能か。
- ・品質・安全：品質表示および品質管理が法令に基づき遵守されているか、衛生管理が徹底されているか。
- ・将来性・実現性：持続可能な販売スキーム・事業計画を有しているか、将来的な販路拡大や高付加価値化が期待できるか。
- ・対応力：事務局からの連絡や、賞味期限が到来した商品の引き取りなどに対し、迅速かつ誠実に対応できる体制があるか。

(2) 選定結果について

- ・選定の結果については、応募者全員に通知します。
- ・選定された事業者には、改めて今後の詳細なスケジュールをご案内します。

(3) 選定の取り消し

次のいずれかに該当すると認められた場合は、選定を取り消すことがあります。

- ・応募書類の内容に虚偽の記載があった場合
- ・応募者の要件を満たさなくなった場合
- ・その他、本事業の協力事業者として不適格な事項が認められた場合

9. 注意事項

知的財産権の帰属：採用されたデザインや商品等の知的財産権（著作権等）は、原則として提案事業者に帰属します。ただし、提案内容が第三者の権利（商標権や著作権等）を侵害していないことについて、応募者の責任において十分ご注意ください。万が一第三者との間に紛争が生じた場合、主催者側は一切の責任を負いません。

10. 実施体制および問い合わせ先（事務局）

主催：甲賀市地域公共交通活性化協議会、信楽高原鐵道株式会社

事務局：甲賀市地域公共交通活性化協議会事務局（甲賀市都市政策部交通政策課内）

住所：〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053

電話：0748-69-2216

メール：koka10413000@city.koka.lg.jp

担当：中森、藤川